

平成29年12月20日

大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計候補者選考に係る  
公募型プロポーザル説明書

平成29年12月

大 分 市

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託

### (2) 業務目的

「大分市都市計画マスタープラン」や、「おおいた中心市街地まちづくりグランドデザイン」等を踏まえ、「中心市街地の回遊性や滞留性を高める空間づくりに寄与し、中心市街地の活性化に資すること」、「来街者や都市内居住者等にとって、快適でやすらぎを覚える健全なまちづくりに寄与すること」、「イベントの開催時には多くの人が集える祝祭が演出できること」、「魅力ある美しい都市景観の形成に寄与すること」を目的とした「祝祭広場」の整備を目指している。

この「祝祭広場」には「集い」、「憩い」、「祝い」の機能を有する必要があるため、その整備・活用には、単に広場整備に関する土木・建築の知識だけでなく、民間事業者の経験やノウハウに基づいた新しい発想や多様なアイデアのほか、芸術・文化・スポーツなど多様な要素の導入が不可欠である。

このため、本業務を実施する設計候補者の選考にあたり、技術提案のほか、管理・運営提案等を含め、これらを総合評価する公募型プロポーザル(以下「プロポーザル方式」という。)を実施する。

### (3) 業務内容

大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託に係る特記仕様書(以下「仕様書」という)による。

### (4) 履行期間

契約締結日から平成30年7月31日(火)まで

### (5) 履行場所(計画対象地)

大分市府内町一丁目1番地：4,304.43㎡

### (6) 予算額

49,000,000円(消費税相当額を含む)を上限とする。

本業務は、測量、基本計画、基本設計及び詳細設計までを対象とする。

## 2. 参加資格等

(1) 本プロポーザルへ参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる参加資格要件を満たしていることを条件とする。

- ア 本広場を設計するために、下記(3)に示す各技術者を配置して、本業務を遂行できること。
- イ 下記(3)に示す各技術者（測量部門除く）が過去に従事した本広場設計と類似した業務実績又は関連する業務実績を有していること。
- ウ 応募者は複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「共同提案体」という）の中から本プロポーザルに係る代表者を選定すること。その者は、共同提案体を代表して、本プロポーザルに係る連絡調整等を大分市との間で行うものとする。なお、共同提案体を構成する全ての者が、以下の要件に適合している必要がある。また、共同提案を行う際には、第一次選考提出書類提出時に「特定業務委託共同提案体協定書」を添付すること。
- エ 応募者及び共同提案体は、参加表明書の提出期日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 応募者及び共同提案体は、公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
- カ 応募者及び共同提案体は、公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- キ 応募者及び共同提案体は、参加表明書及び第一次選考提出書類の受付日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- ク 応募者及び共同提案体は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- ケ 応募者及び共同提案体は、国税、地方税の滞納がないこと。
- コ 応募者及び共同提案体と資金面もしくは人事面において関連のある者は、他の応募者及び共同提案体の構成員となることはできない。
- サ 応募者及び共同提案体は、大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という）の委員と資金面もしくは人事面において関連がある者は、応募者及び共同提案体の構成員となることはできない。

なお、コ及びサでいう「資金面もしくは人事面において関連がある者」とは、次に掲げる

①、②のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 親会社（会社法（平成17年法第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。）の関係にある場合。
- ② 一方の代表権を有する役員が、他の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

## （2）参加資格審査基準日

応募者及び共同提案体の参加資格要件等の審査基準日は、2. 参加資格等（1）エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サについては、参加表明書及び第一次選考提出書類の受付日とし、2. 参加資格等（1）ア、イ、ウについては、第一次選考提出書類受付日とする。なお、第一次選考提出書類受付日以降における配置技術者等の追加や変更、共同提案体構成員の追加や変更は、真にやむをえない場合を除き、認めない。

参加資格審査後、契約締結日までの間に、応募者及び共同提案体の代表者が参加資格要件を欠くことになった場合又は指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、当該応募者及び共同提案体は失格とする。

ただし、共同提案体の代表者以外の構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合又は指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、その構成員の補充を実施するなど必要な措置を講じた上で、市と協議し、本事業を確実に履行できると市が認める場合において、当該共同提案体の参加資格は、引き続き有効とする。

## （3）配置技術者に対する要件

### ア 配置技術者

- ① 広場デザイナー
- ② 管理技術者
- ③ 照査技術者

（①と②は兼務可、①と③、②と③は兼務不可とする。また、配置技術者については、第一次選考提出書類受付日以降、死亡、退職等真にやむを得ない場合を除き、変更することはできない。）

## イ 資格および業務実績

配置技術者	参加資格	業務実績
① 広場デザイナー	・資格は特に問わない	・本広場を設計するに相応しい類似業務の実績を有していること（測量部門を除く）。但し、選考基準とはせず、あくまで参考とする。
② 管理技術者	・測量部門は、測量士または測量士補 ・土木部門は技術士（建設部門/都市及び地方計画または造園） ※建築部門は一級建築士	
③ 照査技術者	・測量部門は、測量士 ・土木部門は技術士（建設部門/都市及び地方計画または造園）	

※提案者の提案内容により建築物を計画する場合、管理技術者には土木部門の技術士の資格を有するものに加え、一級建築士の資格を有するものが必要となる。

また、提案者の提案内容により、電気、機械設備等を計画する場合は、必要に応じて別途技術者を配置するものとする。

### 3. 公募スケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは以下で行う。

内容	期限等
公告日	平成29年12月20日(水)
説明書および資料配付期間	参加表明書、技術提案書等の交付は行なわないので、市のホームページからダウンロードすること。
質問書の提出期限	平成30年1月10日(水) 17時必着
質問書の回答日	平成30年1月15日(月)
参加表明書の提出期限	平成30年1月19日(金) 17時必着
第一次選考提出書類の提出期限	平成30年2月2日(金) 17時必着
第一次選考会・実施日	平成30年2月8日(木)
第一次選考結果発表	平成30年2月9日(金)
第二次選考提出書類の提出期限	平成30年3月14日(水) 17時必着
第二次選考会(最終審査)・実施日	平成30年3月24日(土)
決定・非決定通知日	平成30年3月26日(月)
見積書等の提出日	平成30年3月26日(月)以降
契約締結予定日	平成30年3月末頃

#### 4. 質問書の提出方法、提出場所、受付期間及びその回答方法

##### (1) 質問

①質問期限：公告日から平成30年1月10日(水) 17時まで

②質問方法：質問書（質問様式第1号）により、Eメールにて受け付ける。

- ・質問書の受付先 下記5-③と同じ。
- ・送信時、件名に「大分市祝祭広場設計業務質問」を付けること。
- ・送信後に、まちなみ企画課まで送信した旨の電話をすること。
- ・Eメールの容量は5MB未満とすること。5MBを超える場合は複数回で送信すること。
- ・質問はプロポーザル説明書、参加表明書作成要領及び技術提案書作成要領に関するものに限る。

##### (2) 回答

質問書に対する回答は質問者名を除外して一括化した上で、質問受付締切日から5日間以内（休日を除く）に、Eメール及び市のホームページで回答する。

#### 5. 参加表明書の提出方法、提出期限及び場所

応募者及び共同提案体は、別に定める大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計候補者選考に係る公募型プロポーザル参加表明書作成要領により参加表明書を作成し、下記により③提出場所に提出すること。

① 提出方法・・・提出場所に本書1部持参または郵送

② 提出期限・・・平成30年1月19日(金) 17時必着

※提出書類受付後における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。

③ 提出場所

住 所 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号  
大分市 都市計画部 まちなみ企画課

電 話：097-585-6004 FAX：097-534-6120

E-mail：[matikikaku@city.oita.oita.jp](mailto:matikikaku@city.oita.oita.jp)

#### 6. 第一次選考書類の提出方法、提出期限及び場所

応募者及び共同提案体は、別に定める大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計候補者選考に係る公募型プロポーザル第一次選考提出書類作成要領により技術提案書等を作成し、下記により③提出場所に提出すること。

① 提出方法・・・提出場所に製本したものを正本1部、副本25部持参または郵送

② 提出期限・・・平成30年2月2日(金) 17時必着

※提出書類受付後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

③ 提出場所・・・上記5-③と同じ。

## 7. 第二次選考書類の提出方法、提出期限及び場所

第二次選考会へ参加を要請された者（以下「参加要請者」という）は、別に定める大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計候補者選考に係る公募型プロポーザル第二次選考提出書類作成要領により技術提案書等を作成し、下記により③提出場所に提出すること。

- ① 提出方法・・・提出場所に製本したものを正本1部、副本25部持参または郵送
- ② 提出期限・・・平成30年3月14日(水) 17時必着  
※提出書類受付後における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出場所・・・上記5-③と同じ。

## 8. 選考手順等

### (1) 選考委員会の設置

市は、学識経験者、関係団体の代表者及び行政職員等で構成される選考委員会を設置する。

選考委員会は、本説明書に定める選考基準に基づき、設計候補者の選考を行う。

選考委員（10人）

委員長	羽藤 英二	東京大学工学系研究科社会基盤学専攻 教授
委員	関 信介	株式会社JR大分シティ 代表取締役社長
//	高山 明	東京藝術大学大学院映像研究科メディア映像専攻 准教授
//	林 信一郎	大分中央地区自治委員連絡協議会 会長
//	姫野 由香	大分大学理工学部 助教
//	森竹 嗣夫	大分商工会議所 専務理事
//	矢野 利幸	大分市商店街連合会 会長
//	廣瀬 祐宏	大分県企画振興部 部長
//	桑田 龍太郎	大分市副市長
//	菅 章	大分市美術館 館長

特別選考委員

磯崎 新 大分市中心市街地祝祭広場整備事業総合アドバイザー

### (2) 審査の手順及び方法

本プロポーザルでは、応募者の応募に係る負担の軽減を図る趣旨から一次選考と二次選考による二段階審査を実施する。

#### ア 第一次選考

参加表明書及び第一次選考書類を提出した者のうちから、選考委員会が別途定める第一次選考選考基準により、参加要請者を5者程度選考する。

市長は、選考委員会の結果を踏まえ、参加要請者を決定する。

第一次選考を通過した者には、第二次選考会参加要請書を送付する。選考されなかった者には、審査後 7 日以内にその旨を通知する。

#### イ 第二次選考

第二次選考選考書類を提出した者のうちから、選考委員会が別途定める第二次選考選考基準により、設計候補者として最適任者及び次席者を選考する。

なお、第二次選考会については、平成 30 年 3 月 24 日（土曜日）、大分市内にて、公開プレゼンテーションで行う予定である。

第二次選考の提案順番については、参加要請者のうち、第二次選考会当日に抽選で決定する。出席者については、広場デザイナー、管理技術者を含む 3 名程度とする。

詳細については、該当者に別途通知する。

#### ウ 設計候補者の決定

市長は選考委員会による選考結果を踏まえ、設計候補者として、最適任者及び次席者を決定する。

### 9. 契約関係

#### (1) 契約締結までの手続き

市長は、選考委員会で選考された設計候補者のうちの最適任者（共同提案体の場合は代表企業）を決定した上で、業務委託契約について、提案内容及び契約手続きの協議を行い、整った場合には契約を締結する。

最適任者の企業又は代表企業が、契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くことになった場合又は指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、市は最適任者決定の取消を行うことができる。

また、共同提案体の代表企業以外の構成員が同様の措置を受けた場合は、市は共同提案体に対し、当該構成員を共同提案体から外すことを求めることができる。このとき、共同提案体は、必要に応じて、市の了承を得て参加資格を有する別の構成員を選定すること。市が構成員の変更を了承した場合は、最適任者として継続する。共同提案体外から構成員の補充が必要な場合は、市と協議を行うこと。

最適任者（共同提案体の場合は代表企業）と協議が成立しなかった場合、最適任者が契約を辞退した場合及び最適任者に事故等があり見積り書の徴取が不可能となった場合は、次席者（共同提案体の場合は代表企業）を見積り書の徴取の相手方とし、協議を行う場合がある。

#### (2) 契約の構造

本業務は、1.業務概要（4）履行期間で示したように、平成 29 年度から平成 30 年



度までの複数年度に亘るが、平成29年度に、この業務について、債務負担行為額を設定し、複数年の契約を締結する。

契約期間中、企業又は代表企業が参加資格要件を欠くことになった場合又は指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合は、市は契約を解除することができる。

また、共同提案体の代表企業以外の構成員が同様の措置を受けた場合は、市は共同提案体に対し、当該構成員を共同提案体から外すことを求めることができる。このとき、共同提案体は、必要に応じて、市の上承を得て参加資格を有する別の構成員を選定すること。市が構成員の変更を上承した場合は、契約を継続する。共同提案体外から構成員の補充が必要な場合は、市と協議を行うこと。

市は業務完了後に、業務の完了を確認するための検査を実施し、完成払いを行う。

### (3) 契約金額

平成29年度から平成30年度までの委託費の予算額は、49,000,000円(消費税相当額を含む)とする。

### (4) 契約内容

業務委託契約に係る契約約款は、別に定める。また、大分市中心市街地祝祭広場整備事業設計業務委託特記仕様書を参照すること。

## 10. その他必要な事項

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨：日本語、日本円。

(2) 契約書作成の要否：要。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口：大分市都市計画部まちなみ企画課（下記11に同じ。）

(4) 無効とする参加表明書又は提出書類

参加表明書又は提出書類が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。又は、内容を認定しがたいもの。

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 選考委員会又は関係者に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合。

キ その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

ク 予算額を上回った見積書の提案があった場合

(5) 非選考の通知

参加要請者として選考されなかった者、及び第二次選考提出書類を提出した者のうち設計候補者として選考されなかった者に対して、審査後 7 日以内にその旨を書面により通知する。

(6) その他

- ア 第一次選考提出書類提出時において示した配置予定の広場デザイナー及び管理技術者、照査技術者は、死亡、退職等、真にやむを得ない場合を除き、変更することはできない。
- イ 提出された技術提案書は、設計候補者の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出書類等の一切の書類は返却しない。
- エ 提案書の提出は、1 応募者につき 1 案とする。
- オ 本広場整備工事にかかる予算額は 500,000,000 円（消費税相当額を含む）とする。
- カ 技術提案書作成のため発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表し、使用することはできない。
- キ 本プロポーザルへの参加表明書及び第一次選考提出書類の作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ク 参加要請者が提出する第二次選考提出書類作成費用の一部として、市は参加要請者に対して 100,000 円を支払う。
- ケ 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本件の選考の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。

11. 連絡先

住 所：〒870-8504 大分県大分市荷揚町 2 番 31 号  
大分市 都市計画部 まちなみ企画課  
担当：立花、岩崎  
電 話：097-585-6004  
F A X：097-534-6120  
E-mail [matikikaku@city.oita.oita.jp](mailto:matikikaku@city.oita.oita.jp)